

**株式会社 宛**

 試行ライセンス証発行申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 2024 年 月 日 |
| ライセンス種別 | [ ]  学習ライセンス [ ]  ランタイムライセンス |
| 使用開始日 | 2024 年 月 日 |
| ライセンス期間 | 1カ月 |
| PC識別ID | ※ 対象PCの識別情報をツールで取得し、この申請書と一緒にご提出ください。 |
| 会社名 |   |
| 部署名 |   |

[ ]  「Roxy AI 試行ライセンスソフトウェア使用規約」を確認のうえ同意し、
試行ライセンス証の発行を申請します。

お名前： 印

※ ご署名いただくか、ご記名ご押印をお願いします。

Roxy AI 試行ライセンスソフトウェア使用規約

本規約は、株式会社Roxyが著作権を有するRoxy AI試行ライセンスのソフトウェア使用権の許諾に関する条件を定めます。

お客様は本規約に同意した場合にのみ試行用のソフトウェア使用権を取得し、ソフトウェアの試行を開始することができます。

上記お客様の同意をもって、本規約に定めるソフトウェアの使用契約（以下「本契約」）が成立します。

第１条 （定義）

本契約においては、以下の定義が適用されます。

「本件ソフトウェア」とは、Roxyが著作権を有する別紙記載のコンピュータ・プログラム（以下「本件プログラム」）、本件プログラムが含まれるファイル、ディスク、CD-ROM及びその他の媒体物並びに本件プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料を総称します。なお、本件プログラムに関連して配布するサンプルプログラム（以下「本件サンプルプログラム」）、及びＯＳＳ等別ライセンスに基づくライブラリ等は、本件ソフトウェアには含まれません。

第２条 （使用許諾）

１　Roxyは、お客様が申請したコンピュータ上での本件ソフトウェアに係る非独占的な試行用の使用権（以下「本件試行用ソフトウェア使用権」）を許諾します。本件試行用ソフトウェア使用権の有効期間は、お客様が申請した使用開始日から1ヶ月間です。

２　お客様は、本件ソフトウェアを日本国内に限り試行用途で使用することができます。本件ソフトウェアを日本国外に持ち出す場合には、本契約とは別の海外向けソフトウェア使用規約に合意して、海外での使用についてRoxyから許諾を受ける必要があります。

第３条 （本件ソフトウェアの権利関係）

　お客様は、本契約に基づき本件試行用ソフトウェア使用権のみを取得し、本件ソフトウェアに関するその他一切の権利は、Roxyに帰属します。

第４条 （ライセンス発行手続）

お客様は、Roxyと販売代理店契約を締結した代理店（以下「販売代理店」）に本件試行用ソフトウェア使用権の発行を既定の申請書により申請し、販売代理店から試行用ライセンスファイルを受け取ります。

第５条 （禁止事項）

お客様は、本件ソフトウェアについて、Roxyの事前の書面による同意を得ずに以下に掲げる行為をすることはできません。

（１）本契約に定められた目的及び条件以外で本件ソフトウェアの全部又は一部を複製すること

（２）本件ソフトウェアの全部又は一部を改変・翻案すること

（３）本件ソフトウェアの構造・機能・処理方法等を解析し、又は本件ソフトウェアのソースコードを得ようとすること

（４）本件ソフトウェアの全部若しくは一部を、他のソフトウェアに組み込み、又は他のソフトウェアの全部若しくは一部を本件ソフトウェアの一部に組み込むこと

（５）本件ソフトウェアの知的財産権表示を削除・改変すること

（６）その他、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて利用又は第三者に利用させること

第６条 （解除）

１　お客様に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、Roxyは本契約を解除することができます。

２　お客様に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、Roxyは、催告なしに、直ちに本契約を解除することができます。

（１）重大な過失又は背信行為があったとき

（２）事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき

（３）反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明したとき

（４）その他、前各号に準じる事由が生じたとき

第７条 （有効期間）

１　本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意し、本件ソフトウェアを入手してから、第２条第１項で定めた本件試行用ソフトウェア使用権の有効期間の満了までとなります。

２　本契約が期間満了、解除等により終了した場合であっても、本項、第８条（契約終了後の措置）、第１１条（誠実協議）の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続します。

第８条 （契約終了後の措置）

　本契約が終了した場合、お客様は、本件ソフトウェアのコピーを全て返却または廃棄する必要があります 。

第９条 （権利義務譲渡等の禁止）

　お客様は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、Roxyの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡できず、担保にもできません。ただし、お客様に合併、事業譲渡その他の企業再編が生じる場合はこの限りではありません。

第１０条 （損害賠償の特約）

　お客様は、本件試行用ソフトウェア使用権に基づいた本件ソフトウェアの使用に関し、Roxyに対していかなる損害賠償も請求することができません。

第１１条 （誠実協議）

　本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、Roxyとお客様で誠意をもって協議決定します。

2020年 4月 30日 制定

2020年 5月 20日 改訂

2021年 8月 31日 改訂